

△農業経営基盤強化促進法三段表（令和七年四月一日現在）▽

<p>○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）</p>	<p>○農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）</p>	<p>○農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）</p> <p>第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）</p> <p>第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十一条の十二）</p> <p>第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等</p> <p>第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三）</p> <p>第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十五条）</p> <p>第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十六条）</p> <p>第三章の二 農業経営発展計画（第十六条の二―第十六条の七）</p> <p>第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）</p> <p>第二節 利用権の設定等の促進（第十八条―第二十二條の九）</p> <p>第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三条―第二十六条）</p> <p>第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第二十六条の二―第二十八条）</p> <p>第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）</p> <p>第六章 罰則（第三十五条）</p> <p>附則</p>		
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることに</p>		

<p>かんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するように努めなければならない。</p> <p>(責務)</p>	<p>第三条 (農業経営基盤の強化の実施)      第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。</p>	<p>(定義)      第四条 この法律において「農用地等」とは、第二十二條の九を除き、次に掲げる土地をいう。      一 農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三條第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。))の目的に供される土地をいう。以下同じ。))又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」と総称する。))      二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地      三 農業用施設の用に供される土地(第一号に掲げる土地を除く。))      四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地</p>

2 この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい、青年等については「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始）をいう。

一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。）

二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

3 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 第十九条第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び第七条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同

（青年の年齢）

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

（効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者）

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者
- 二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
- 三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者
- 四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（法人の要件）

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが、当該法人の役員の前半数を占めることとする。

<p>じ。)の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託(以下「利用権の設定等」という。)を促進する事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地についての利用権の設定等を促進するものを含む。)</p> <p>二 農用地利用改善事業(農用地に関し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいう。以下同じ。)の実施を促進する事業</p> <p>三 前二号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</p>	<p>第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>第五条 (農業経営基盤強化促進基本方針)      都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>二 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</p> <p>三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <p>四 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備</p> <p>五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>六 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</p>	<p>第一条 (農業経営基盤強化促進基本方針)      農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)第五項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。</p>
<p>3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成す</p>		

<p>るために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。）を除く。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。</p> <p>4 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。</p> <p>7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第二条 法第六条第一項の基本構想は、前条の基本方針の期間につき定めるものとする。</p>	<p>2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 農業経営基盤の強化に関する目標</p> <p>二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的</p>	<p>（基本構想の作成について意見を聴くべき者）</p> <p>第二条 市町村が法第六条第一項の規定により基本構想（同項の基本構想をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聴かなければならない。</p>
---	---	---	--

な農業経営の指標

三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

四 前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

六 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 第十八条第一項の協議の場の設置の方法、第十九条第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項

ロ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ハ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ニ その他農林水産省令で定める事項

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨

(基本構想に定めるべき事項)

第三条 法第六条第二項第六号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農用地利用規程の認定手続その他農用地利用改善事業の実施を促進する事業の実施に関し必要な事項

二 法第四条第三項第三号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項(法第六条第二項第六号ハに掲げる事項を除く。)

三 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(基本構想の協議手続)

第四条 市町村は、法第五条第五項の規定により基本構想につき協議をしようとするときは、当該基本構想に第二条の規定により聴いた意見を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(基本構想の公告)

第五条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事

を公告するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十三条の二第七項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた農業経営改善計画に基づき農業経営を営み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣）に当該基本構想の写しを送付しなければならない。

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 農用地等を買入れ入れて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下この条において「農地売買等事業」という。）

二 農用地等売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第三章の二において同じ。）に対し農地売買等事業により買入れ入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買入れ入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

（事業規程）

の同意を得て基本構想を定め、又はこれを変更した旨及び当該同意に係る基本構想について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（基本構想の変更）

第六条 第二条及び第四条の規定は、法第六条第五項の規定による基本構想の変更について準用する。この場合において、第四条中「第二条の規定により聴いた意見」とあるのは、「第二条の規定により聴いた意見及び基本構想の変更をすることを必要とする理由」と読み替えるものとする。

第八条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に關して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

（事業規程の承認申請手続）  
第七条 法第八条第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。  
一 事業規程  
二 定款

（事業規程に定めるべき事項）

第八条 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七条第一号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農用地等の買入れに関する事項

ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ 農用地等の管理に関する事項

二 その他法第七条第一号に掲げる事業の実施方法に関する事項

二 法第七条第二号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 信託の引受けに関する事項

ロ 信託財産の売渡しに関する事項

ハ 信託財産の管理に関する事項

ニ 信託財産に係る損失の填補に関する事項

ホ 信託の終了に関する事項

ヘ 信託と併せ行う貸付けに関する事項

ト その他法第七条第二号に掲げる事業の実施方法に関する事項

三 法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）に対する出資及び持分又は株式

の取得に関する事項

ロ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下「農地中間管理事業法」という。）

第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）農地中間管理機構が

当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ その他法第七条第三号に掲げる事業の実施方法に関する事項

3 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

五 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 その他法第七条各号に掲げる事業の実施方法に関する事項

（事業規程の承認基準）  
第九条 法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

二 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。

イ 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

ロ 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）

ハ 農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

ニ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

三 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して同号に掲げる農業用施設の用に供される土地とする

<p>4 都道府県知事は、第一項の承認を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を公告しなければならない。</p> <p>第九条 農地中間管理機構は、事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。</p>		<p>ことが適当な土地について、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p> <p>四 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他必要な事項を適正に定め、これに基づき、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施するものであること。</p> <p>五 法第七条第一号に掲げる事業として農用地等を貸し付けるに当たって、あらかじめ、当該農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の第三項（同法第九十六条の第四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による土地改良事業が行われることがあることについて、その旨を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第二十条の八において同じ。）の交付又は提供により説明すること。</p> <p>（事業規程の公告）</p> <p>第十条 法第八条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>（事業規程の変更等の手続）</p> <p>第十一条 第七条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。</p>
<p>（承認の取消し）</p> <p>第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。</p> <p>二 農地中間管理機構が次条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三</p>		

<p>条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 農地中間管理機構が次条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>（農地中間管理事業の推進に関する法律の適用）</p> <p>第十一条 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二條第一項、第二十七條第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第十三条、第二十二條第一項並びに第三十条第一項及び第二項中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六条中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第二十七條第一項中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。</p> <p>2 前項の場合において、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第一項の農用地利用集積等促進計画には、第七条各号に掲げる事業に関する事項を含めることができる。この場合における農地中間管理機構についての同法第十八條第二項並びに第五項第一号及び第二号の規定の適用については、同条第二項第一号中「農地中間管理権の設定等又は」とあるのは「農地中間管理権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号ハ中「農地中間管理権の設定等」とあるのは「農地中間管理権の設定等又は所有権の移転」と、一「決済の相手方及び方法」とあるのは「決済の相手方及び方法、当該権利が所有権である場合にあっては当該所有権の移転の対価並びにその支払の相手方及び方法」と、同項第二号中「賃借権の設定等又は」とあるのは「賃借権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号ロ中「又は農作業の委託」とあるのは「若しくは所有権の移転又は農作業の委託」と、同号ニ中「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等又は所有権の移転」と、「決済の方法」</p>
	<p>（賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要件が緩和される場合）</p> <p>第三条 法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一〇一號。以下「農地中間管理事業法」という。）第十八條第五項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、同条第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等（農地中間管理事業法第十八條第一項に規定する賃借権の設定等）を受けるにあっては、その法人が賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。</p> <p>一 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六號。以下この条において「農地中間</p>
	<p>（農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合の添付書類）</p> <p>第十一条の二 法第十一条第二項の規定により農地中間管理事業法第十八條第一項の農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合における農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五號。次条において「農地中間管理事業法施行規則」という。）第十二條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「賃借権の設定等」とあるのは、「賃借権の設定等又は所有権の移転」とする。</p>

とあるのは「決済の方法、当該権利が所有権である場合にあっては当該所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法」と、同条第五項第一号中「及び農地中間管理事業規程」とあるのは「農地中間管理事業規程及び農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する事業規程」と、同項第二号中「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等又は所有権の移転」とする。

管理事業法施行令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる場合

二 地方公共団体が、対象土地を農地中間管理事業法施行令第二条第一号に規定する用に供するため所有権の移転を受ける場合

三 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対抗することができるものに限る。ロにおいて同じ。）に基づいてその事業に供している対象土地につき当該事業を行う者及びその世帯員等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する世帯員等をいう。以下この号において同じ。）以外の者が、所有権の移転を受けようとする時におけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、同法その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、イ及びロに該当することによつて、所有権の移転を受ける場合

イ 法第十一条第二項の規定により農地中間管理事業法第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合における同項の認可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき対象土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ その対象土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその対象土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき対象土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

四 農地中間管理事業法施行令第二条第二号に規定する法人が、対象土地を同号に規定する用に供するため所有権の移転を受ける場合

五 農地中間管理事業法施行令第二条第三号に規定する法人が、対象土地を同号に規定する用に供するため所有権の移転を受ける場合

六 その他農林水産省令で定める場合

（賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要件が緩和される場合）

第十二条 農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第三条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第二号、第七号又は第八号に掲げる場合であつて、農地中間管理事業法第十八条第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」とい

う。)を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等(農地中間管理事業法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この条において同じ。)(又は所有権の移転を受けるときにあつてはその者が賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる)に限り、第九号又は第十号に掲げる場合にあつてはその者が賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後において対象土地を効率的に利用することができるものと認められることとなる)に限る。)とする。

一 農地中間管理事業法施行規則第十四条各号に掲げる場合

二 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が、対象土地を農用地以外の土地として利用するため所有権の移転を受ける場合

三 市町村、農業協同組合、一般社団法人(市町村が社員となつていゝるものでその有する議決権(その社員のうち農業協同組合が含まれていゝる場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。)(の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。)(又は一般財団法人(市町村が基本財産の拠出者となつていゝるものでその拠出した基本財産(その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれていゝる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。)(の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。)(次号において「市町村等」といゝる。)(のうち、地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買ひ入れる事業を継続的に実施してゐるものが、地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買ひ入れて、当該農用地等売り渡し、又は交換する(売渡し又は交換までの間に一時的に貸し付けることを含む。)(ために所有権の移転を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)(

四 市町村等のうち、農地中間管理事業法施行規則第十四条第二号に規定する事業を継続的に実施してゐるものが、当該事業を実施するために所有権の移転を受ける場合

五 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。次号において同じ。)(が、当該農地所有適格法人に対象土地

	<p>第十一條の二 農林水産大臣は、農地中間管理機構の行う第七條各号に掲げる事業を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次條に規定する業務を適正かつ確實に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>(指定)</p>
<p>について賃借権の設定等又は所有権の移転を行うため所有権の移転を受ける場合</p> <p>六 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、農地中間管理機構に対象土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を行うため所有権の移転を受ける場合であつて、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を行う見込みが確實であるとき</p> <p>七 農地中間管理事業法施行規則第十四條第五号に規定する法人が、対象土地を農用地以外の土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p> <p>八 農地中間管理事業法施行規則第十四條第六号に規定する組合が、対象土地を農用地以外の土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p> <p>九 農地中間管理事業法施行規則第十四條第七号に規定する法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p> <p>十 農地中間管理事業法施行規則第十四條第八号に規定する法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p>	<p>(支援法人の指定の申請)</p> <p>第十二條の二 法第十一條の二第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 登記事項証明書</p> <p>三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面</p> <p>四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面</p> <p>五 法第十一條の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画</p> <p>六 法第十一條の三各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施できることを証する書面</p>

<p>2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>（業務）</p> <p>第十一条の三 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他の農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。</p> <p>二 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施のための助成を行うこと。</p> <p>四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。</p> <p>五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第十一条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。</p> <p>2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。</p>
<p>（名称等の変更の届出）</p> <p>第十二条の三 法第十一条の二第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する支援法人は、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地</p> <p>二 変更しようとする日</p> <p>三 変更の理由</p>	<p>（支援法人の業務の一部委託の認可の申請）</p> <p>第十二条の四 支援法人は、法第十一条の四第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 委託を必要とする理由</p> <p>二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	

<p>(業務規程の認可)</p> <p>第十一条の五 支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ</p> <p>4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。</p>		
<p>(事業計画等)</p> <p>第十一条の六 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ</p>		<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十二条の五 法第十一条の五第四項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 被保証人の資格</li> <li>二 保証の範囲</li> <li>三 保証の金額の合計額の最高限度</li> <li>四 一被保証人についての保証の金額の最高限度</li> <li>五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度</li> <li>六 保証契約の締結及び変更に関する事項</li> <li>七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項</li> <li>八 保証債務の弁済に関する事項</li> <li>九 求償権の行使方法及び消却に関する事項</li> <li>十 業務の委託に関する事項</li> </ol> <p>(事業計画等の認可の申請)</p> <p>第十二条の六 支援法人は、法第十一条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指</p>

<p>(改善命令)</p>	<p>(報告徴収)</p> <p>第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>	<p>うとするときも、同様とする。</p> <p>2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。</p>
	<p>(区分経理の方法)</p> <p>第十二条の九 支援法人は、法第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。</p>		<p>定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業計画書</li> <li>二 収支予算書</li> <li>三 前事業年度の予定貸借対照表</li> <li>四 当該事業年度の予定貸借対照表</li> <li>五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類</li> </ol> <p>2 前項第一号の事業計画書には、法第十一条の三各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。 (事業計画書等の変更の認可の申請)</p> <p>第十二条の七 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 (事業報告書等の提出)</p> <p>第十二条の八 支援法人は、法第十一条の六第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。</p>

第十一条の九 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条の十 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 支援法人が第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。
  - 二 支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 三 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等

(農業経営・就農支援センター)

第十一条の十一 都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点(次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。)としての機能を担う体制を整備するものとする。

- 一 経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化(委託を受けて農業を行う組織の設立を含む。)のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助を行うこと。

- 二 新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者(以下この条において「就農等希望者」という。)及び就農等希望者(法人を除く。)をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。

- 三 次条第一項の規定により提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じ、当該就農等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就

<p>業のために必要な調整その他の援助を行うこと。</p> <p>(農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助)      第十一条の十二 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者、農業委員会、農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農地中間管理機構その他の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努めるものとする。</p> <p>2 前項に規定する関係者は、相互に連携協力し、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>一 第十三条第二項に規定する認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置及び農業経営の円滑な継承のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助</p> <p>二 第十四条の五第二項に規定する認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助</p> <p>三 前二号に掲げる措置のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術又は経営方法の習得及び農業経営の確立の支援その他の措置</p> <p>第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等      第一節 農業経営改善計画      (農業経営改善計画の認定等)      第十二条 第六条第五項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>		
<p>(農業経営改善計画の認定申請手続)      第十三条 法第十二条第一項の農業経営改善計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。</p> <p>2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該農業経営改善計画に法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面</p> <p>二 当該農業経営改善計画に法第十二条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類</p> <p>イ 次に掲げる者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書</p>		

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載し  
なければならぬ。

一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理  
の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に  
関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

四 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の農業経営改善計画には、前項第三号の措置とし  
て、農畜産物の生産の用に供する施設、農畜産物を原材料  
として使用する製造又は加工の用に供する施設その他の農  
林水産省令で定める農業用施設の整備に関する次に掲げる  
事項を記載することができる。

一 当該農業用施設の種類及び規模その他の当該農業用施  
設の整備の内容

二 当該農業用施設の用に供する土地の所在、地番、地目  
及び面積

(1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者  
(2) 当該事項に係る農用地を農用地以外のものにする  
ため当該土地について所有権又は使用及び収益を目  
的とする権利を取得しようとする者

ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地  
の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第十五条  
の七第二項第六号イ及び第七号イにおいて同じ。）

ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他  
の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路  
、排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ニ 法第十二条第三項の施設を整備するために必要な資  
力及び信用があることを証する書面

ホ 当該事項に係る農用地を転用する行為の妨げとなる  
権利を有する者がある場合には、その同意があつたこ  
とを証する書面

ヘ 当該事項に係る農用地が土地改良区の地区内にある  
場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日  
から三十日を経過してもなおその意見を得られない場  
合にあつては、その事由を記載した書面）

ト その他参考となるべき書類

（農業経営改善計画に記載することができる農業用施設）  
第十三条の二 法第十二条第三項の農林水産省令で定める農  
業用施設は、次に掲げるものとする。

一 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含  
む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を  
制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農  
産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その  
他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又  
は出荷の用に供する施設

二 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これら  
に類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の  
販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供す

三 その他農林水産省令で定める事項

- る施設
- 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
- イ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される同意市町村の区域内において生産される農畜産物（ロ及びハにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
- ロ 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（ハにおいて「自己の生産する農畜産物等加工品」という。）の販売の用に供する施設
- ハ 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設
- 四 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- 五 農用地又は前各号に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所
- （農業用施設の整備に関して農業経営改善計画に記載すべき事項）
- 第十三条の三 法第十二条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、農業経営改善計画に同条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。
- 一 当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項
- イ 転用の時期
- ロ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
- ハ その他参考となるべき事項
- 二 当該事項に係る農用地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項
- イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 当該土地の所有者の氏名又は名称
- ハ 当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする

4 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称  
ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容  
ホ 転用の時期  
ヘ 転用することによつて生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要  
ト その他参考となるべき事項

(農業経営改善計画の認定基準)

第十四条 法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

二 その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限り。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じることがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株

主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

三 その農業経営改善計画に、法第十二条第四項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。

2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号若しくは第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第二号若しくは第三号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第十三条の二第三項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

6 同意市町村は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営改善計画に第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農用地であり、同項に規定する農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものに係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事

に協議し、その同意を得なければならない。

7 前項の規定による協議は、農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）を経由して協議書を送付して行わなければならない。この場合において、農業委員会は、農林水産省令で定める期間内に、当該協議書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

8 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（第三項第二号の土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限る。）は、あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

9 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第七項の規定により意見を述べるため必要があるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

10 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が次に掲げる要件に該当するものと認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

11 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。）において、第六項の同意をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

12 指定市町村（農地法第四条第一項に規定する指定市町村

（協議書を送付すべき期間）  
第十四条の二 法第十二条第七項の農林水産省令で定める期間は、協議書の提出があつた日の翌日から起算して四十日（同条第八項又は第九項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、八十日）とする。ただし、同条第七項の規定により農業委員会が当該協議書に同条第六項の同意をすることが相当であるとする内容の意見を付そうとする場合において都道府県機構が当該同意をしないことが相当であるとする内容の意見を述べたときその他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

<p>をいう。以下同じ。）である同意市町村が、第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとする場合における第五項の規定の適用については、同項中「要件」とあるのは、「要件及び第十項各号に掲げる要件」とする。この場合においては、第六項の規定は、適用しない。</p> <p>13 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。この場合においては、第八項及び第九項の規定を準用する。</p> <p>14 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限る。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>15 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。</p>		<p>（農業経営改善計画の有効期間） 第十五条 法第十二条第一項又は第十三条第一項の認定の有効期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して五年とする。</p>
<p>（農業経営改善計画の変更等） 第十三条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第四項に規定する者（第十四条の二において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第五項から第十四項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p>		
<p>（数市町村にわたる事項の処理等） 第十三条の二 二以上の同意市町村の区域内において農業経</p>		

営を営み、又は営もうとする者が、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受ける場合には、前二条の規定において同意市町村の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該二以上の同意市町村の区域が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県の知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該二以上の同意市町村の区域を管轄する都道府県知事から当該二以上の同意市町村に係る基本構想の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣が、第十二条第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。第十項において同じ。）」と、「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」とする。この場合においては、同条第七項及び第十項から第十四項までの規定は、適用しない。

5 都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあ

（同意市町村からの意見の聴取等の手続）  
第十五条の二 法第十三条の二第三項の規定による二以上の同意市町村の意見の聴取は、当該二以上の同意市町村に係る農業経営改善計画の写しを送付してするものとする。

<p>るのは「指定市町村の長」と、「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、当該指定市町村の長は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。この場合においては、同条第七項及び第十二項から第十四項までの規定は、適用しない。</p> <p>6 都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものを除く。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第五項、第十三項及び第十四項の規定の適用については、同条第五項中「要件」とあるのは「要件及び第十項各号に掲げる要件」と、同条第十三項及び第十四項中「指定市町村である同意市町村」とあるのは「都道府県知事」とする。この場合においては、同条第六項及び第十二項の規定は、適用しない。</p> <p>7 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定又は前条第二項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫法の特例）</p> <p>第十三条の三 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のチ又はナに掲げる資金であつて、認定農業者が認定計画に従つて第十二条第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第三項の規定にかかわらず、同欄のチに掲げる資金にあつては二十年を超えない範囲内で、同欄のナに掲げる資金にあつては二十五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。</p>	<p>（農地法の特例）</p> <p>第十四条 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。</p> <p>2 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定す</p>
<p>2 法第十三条の二第七項の規定による二以上の同意市町村への通知は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。</p>		

<p>第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過し</p>	<p>第十四条の三 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従って行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。</p>	<p>第十四条の二 関連事業者等が認定計画に従って第十二条第四項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従ってその法人に出資している同項に規定する関連事業者等（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」とする。</p> <p>2 前項の場合において、認定計画に従って第十二条第四項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等という。）を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従ってその法人の理事等」と、「次号において同じ。」とあるのは「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等（当該認定計画に従ってその法人に出資しているものに限る。）の役員が理事等」とする。</p>	<p>る農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。</p>
<p>第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過し</p>	<p>第十四条の三 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従って行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。</p>	<p>第十四条の二 関連事業者等が認定計画に従って第十二条第四項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従ってその法人に出資している同項に規定する関連事業者等（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」とする。</p> <p>2 前項の場合において、認定計画に従って第十二条第四項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等という。）を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従ってその法人の理事等」と、「次号において同じ。」とあるのは「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等（当該認定計画に従ってその法人に出資しているものに限る。）の役員が理事等」とする。</p>	<p>る農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。</p>
<p>第十五条の三 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間）</p>	<p>第十四条の三 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従って行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。</p>	<p>第十四条の二 関連事業者等が認定計画に従って第十二条第四項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従ってその法人に出資している同項に規定する関連事業者等（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」とする。</p> <p>2 前項の場合において、認定計画に従って第十二条第四項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等という。）を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従ってその法人の理事等」と、「次号において同じ。」とあるのは「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等（当該認定計画に従ってその法人に出資しているものに限る。）の役員が理事等」とする。</p>	<p>る農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。</p>

<p>第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>（青年等就農計画の変更等）</p>	<p>ないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）</p> <p>二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標</p> <p>三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項</p> <p>五 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>
	<p>る期間は、五年とする。</p> <p>（青年等就農計画の認定申請手続）</p> <p>第十五条の四 法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。</p> <p>（青年等就農計画の認定基準）</p> <p>第十五条の五 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。</p> <p>（青年等就農計画の認定の有効期間）</p> <p>第十五条の六 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。</p>

<p>2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p>	
<p>（公庫が行う貸付け）</p> <p>第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 認定就農者に対し、青年等就農資金（認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。</p> <p>二 認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。</p>	<p>（融資機関）</p> <p>第四条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。</p>
<p>2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及</p>	

び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十四条の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

（貸付金の利率、償還期限等）  
第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。次条第一項において同じ

<p>。 ) は十七年以内、据置期間は五年以内で公庫が定める。</p>	<p>(融資機関が行う貸付け) 第十四条の八 公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十八年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。 2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。</p>	<p>(政府が行う利子補給) 第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)を公庫と結ぶことができる。 2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十年度以内とする。 3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。 4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高)につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。</p>	<p>(政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結) 第五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣(沖繩振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。)の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p>
<p>第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進</p>	<p>(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例) 第十五条 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。</p>		

第十六条 同意市町村の農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容（当該申出の内容が第十九条第一項に規定する地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容）を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

### 第三章の二 農業経営発展計画

#### （農業経営発展計画の認定等）

第十六条の二 農地所有適格法人（株式会社であるものに限る。以下この項及び次条第三項第一号において同じ。）であつて次に掲げる要件に該当するものは、農林水産省令で定めるところにより、物資又は役務の取引（当該農地所有適格法人が、その農業経営に必要な物資の供給若しくは役務の提供を受け、又はその農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の相手方から出資を受け、かつ、当該物資又は役務の取引の推進その他必要な措置を講ずることにより当該農地所有適格法人の農業経営の発展を図るための計画（以下この章において「農業経営発展計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その農業経営発展計画が適当である旨の認定を受けることができる。

#### （農業経営発展計画の認定申請手続）

第十五条の七 法第十六条の二第一項の規定により農業経営発展計画の認定を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 株主名簿の写し
- 三 法第十二条第一項の認定を受けている又は受けていた期間を記した書類
- 四 法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画（法第十九条第一項の地域計画をいう。以下同じ。）の写し
- 五 法第十六条の二第二項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が法人である場合には、次に掲げるい

- これらの書類
- イ その株主名簿の写し又はこれに類する書類
  - ロ その総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者（以下このロ及び第十五条の十五第二項第四号ロにおいて「主要株主等」という。）の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面
  - 六 当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第五号ハ又は第六号ロに掲げる事項（農地法第四条第一項の許可又は同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載する場合には、次に掲げる書面
    - イ 当該事項に係る農用地の位置を示す地図及び当該農用地の登記事項証明書
    - ロ 当該事項に係る農用地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
    - ハ 当該事項に係る農用地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
    - ニ 当該事項に係る農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
    - ホ 当該事項に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
  - 七 当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項（農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載する場合には、次に掲げる書面
    - イ 当該事項に係る農用地の登記事項証明書
    - ロ 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下このロ及び第十五条の九第二号チにおいて「承認会社」という。）が法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の株主となつている場合

一 第十二条第一項の認定を受けている又は受けていた期間が、五年を下らない農林水産省令で定める期間以上であること。

二 第十九条第一項に規定する地域計画（第三項第一号において単に「地域計画」という。）に農業を担う者として記載されている者であること。

三 その定款において、次に掲げる事項を定めていること。

イ その耕作又は養畜の事業に供すべき農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定は、株主総会の決議によらなければならないこと。

ロ その取締役の選任若しくは解任の決定又はイに規定する決定についての株主総会の決議は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九条第二項に定める決議によらなければならないこと。

2 農業経営発展計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 売上高の増加、収益性の向上等の農業経営の発展に関する目標

二 物資又は役務の取引の相手方の営む事業の内容その他当該相手方に関する事項

三 物資又は役務の取引の相手方から現に受けている出資の額及び受けようとする出資の額その他当該相手方からの出資に関する事項

四 物資又は役務の取引の推進その他第一号に掲げる目標を達成するためとるべき措置

五 前項の認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地に関する次に掲げる事項

イ 当該農用地の所在、地番、地目及び面積並びにこれらの権利の種類

ロ 当該農用地についてこれらの権利を設定し、又は移転しようとする場合にあつては、これらの権利を設定し、又は移転しようとする農用地の所在、地番、地目

には、当該株主が承認会社であることを証する書面及び当該株主の株主名簿の写し  
八 その他参考となるべき書類

（法第十二条第一項の認定に係る期間）  
第十五条の八 法第十六条の二第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

及び面積

ハ 当該農用地のうち農地であるものを農地以外のものにしようとする場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 当該農地以外のものの用途及び規模その他の内容

(2) 当該農地以外のものの用に供しようとする農地の所在、地番、地目及び面積

六 前項の認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地に関する次に掲げる事項

イ 当該農用地（ロ（2）に規定する農用地を除く。）の所在、地番、地目及び面積

ロ 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地についてこれらの権利を取得しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 当該農用地以外のものの用途及び規模その他の内容

(2) 当該農用地以外のものの用に供しようとする農用地の所在、地番、地目及び面積

七 その他農林水産省令で定める事項

（農業経営発展計画に記載する事項）

第十五条の九 法第十六条の二第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該農業経営発展計画の期間

二 法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者について次に掲げる事項

イ その者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地の利用の状況

ロ その者が現に行っている事業の種類及び売上高

ハ その株主の氏名又は名称及びその有する議決権（会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式についての議決権を含む。）

ニ その株主から当該者に対して権利を設定し、又は移転した農用地の面積

ホ 農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者がその株主となつている場合には、当該株主が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農用地のうち、当該農地中間管理機構が当該者に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農用地の面積

ヘ その株主の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事状況

ト 農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者がその株主

となつてゐる場合には、当該株主が法第十六条の第二項の認定を受けようとする者に委託してゐる農作業の内容

チ 承認会社はその株主となつてゐる場合には、当該株主の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

リ その取締役の氏名及び住所並びに法第十六条の第二項の認定を受けようとする者の行う農作業への従事状況

又 その取締役又は使用人（農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第七条に規定する使用人という。以下この又及び第四号ホ（五）において同じ。）のうち、法第十六条の第二項の認定を受けようとする者の行う農作業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びに当該者の行う農作業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、当該者の行う農作業及び農作業。第四号ホ（五）において同じ。）への従事状況

三 当該農業経営発展計画に法第十六条の第二項第五号ハに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号に掲げる事項が農地法第四条第一項の許可を受けなければならぬものに係るもの以外にあつては、イに限る。）

イ 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

ロ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

四 当該農業経営発展計画に法第十六条の第二項第六号イに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号イに掲げる事項が農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、ホ（二）から（五）までに限る。）

イ 農用地についての権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 同号に掲げる事項に係る農用地の所有者の氏名又は名称

ハ 同号に掲げる事項に係る農用地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ 農用地について権利を設定し、又は移転しようとする

る契約の内容

ホ 法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者について次に掲げる事項

(1) その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項

(2) 権利の取得後における事業計画

(3) 権利の取得後におけるその株主の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事計画

(4) 権利の取得後におけるその取締役の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事計画

(5) 権利の取得後におけるその取締役又は使用人のうち、法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業に必要な農作業に従事する者の同項の認定を受けようとする者の行う農業に必要な農作業への従事計画

ヘ 農用地について所有権が取得される場合には、次に掲げる事項

(1) 法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに取締役及び農地法施行規則第十七条に規定する使用人の氏名、住所及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいい、中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。以下この（1）において同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。（2）において同じ。）

(2) 法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の総株主の議決権の百分の五以上を有する株主（以下この（2）において「主要株主」という。）

農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営発展計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第一項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の達成に資するものであること

の氏名、住所及び国籍等（主要株主が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

ト 信託の引受けにより農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利が取得される場合には、当該信託契約の内容

チ 農用地について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、その事由

リ 法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の農用地についての権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

五 当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第六号ロに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号ロに掲げる事項が農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、ホに限る。）

イ 農用地についての権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 当該事項に係る農用地の所有者の氏名又は名称

ハ 当該事項に係る農用地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ 農用地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

ヘ 転用することによつて生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要

六 その他参考となるべき事項

と。  
二 前項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が第一項の認定を受けようとする者の農業経営の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める要件に該当する者であること。

(農業経営の健全な発展に資するものとされる要件)  
第十五条の十 法第十六条の二第三項第二号の農林水産省令

で定める要件は、同条第二項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が次のいずれかに該当する者であることとする。

一 次のいずれかに該当する事業を営む者（以下この条において「食品事業者」という。）

イ 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業（製造され又は加工されたものが飲食の用に供されるもの（以下この号において「農畜産物加工品」という。）である事業に限る。）

ロ 農畜産物（飲食の用に供されるものに限る。ハにおいて同じ。）又は農畜産物加工品の流通又は販売の事業

ハ 農畜産物、農畜産物加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の事業

二 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第五条に規定する承認組合であつて、以下のいずれかに該当する者が当該承認組合の農林漁業法人等投資育成事業（同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいう。）の実施において主導的な役割を果たすもの

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者であつて、一般社団法人全国地方銀行協会（昭和二十五年三月十一日に社団法人地方銀行協会という名称で設立された法人をいう。）

）若しくは一般社団法人第二地方銀行協会（昭和二十年十月一日に社団法人全国無尽協会という名称で設立された法人をいう。）の会員であるもの（以下この号において「地方銀行」という。）、地方銀行の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下このイにおいて同じ。）又は地方銀行を子会社とする銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ロ 信用金庫、信用協同組合又はこれらの子会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項に規定する子会社をいい、同項において子会社とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を達成するために適切なものであること。  
四 前項第四号に掲げる措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること。

五 前項第五号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していること。

イ 第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。

ロ 前項第五号ロ及びハに掲げる事項がその農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営発展計画に第二項第六号イに掲げる事項（農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、農業委員会に協議し、その同意を得なければならない。

5 農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合にお

ハ 食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（食品事業者であるその子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社に限る。）

（農業経営発展計画の認定基準）

第十五条の十一 法第十六条の二第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十六条の二第二項第四号に掲げる措置が継続的に講じられると見込まれること。

二 法第十六条の二第二項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が前条第一号に該当する者である場合にあっては、法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者と物資又は役務の取引を行った相当程度の実績があること。

<p>いて、その申請に係る農業経営発展計画に第二項第五号ハに掲げる事項（農地法第四條第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）又は第二項第六号ロに掲げる事項（同法第五條第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されているときは、これらの事項について、あらかじめ、都道府県知事等（同法第四條第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この条及び次條第四項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 第十二條第八項及び第九項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、同條第八項中「第三項第二号の土地」とあるのは、「第十六條の二第二項第五号ハ（2）に規定する農地又は同項第六号ロ（2）に規定する農用地」と読み替えるものとする。</p> <p>8 都道府県知事等は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。</p> <p>一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四條第六項の規定により同條第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p> <p>二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五條第二項の規定により同條第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p> <p>9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事等及び同意市町村にその旨を通知しなければならない。</p>		<p>（認定をした旨の通知の手續）</p> <p>第十五條の十二 法第十六條の二第九項の規定による都道府県知事等及び同意市町村への通知は、当該認定に係る書面の写しを送付してするものとする。</p>
<p>（農業経営発展計画の変更等）</p> <p>第十六條の三 前條第一項の認定を受けた者（以下この章及び第三十條の二において「認定経営發展法人」という。）は、当該認定に係る農業経営發展計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>		<p>（農業経営發展計画の軽微な変更）</p> <p>第十五條の十三 法第十六條の三第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p>

- 一 認定経営發展法人（法第十六条の三第一項に規定する認定経営發展法人をいう。以下同じ。）の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更
- 二 法第十六条の二第二項第五号イに掲げる事項の変更
- 三 法第十六条の二第二項第五号ロに掲げる事項の変更のうち、次に掲げる場合に係るもの
  - イ 農地法第三条第一項第十一号又は第五条第一項第五号に掲げる場合
  - ロ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十五条第二項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合
  - ハ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十四条第一項又は第三項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合
- 四 法第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項の変更のうち、次に掲げる場合に係るもの
  - イ 農地法第四条第一項第一号に掲げる場合
  - ロ 東日本大震災復興特別区域法第二十五条第一項の規定により農地法第四条第一項の許可があつたものとみなされる場合
  - ハ 大規模災害からの復興に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により農地法第四条第一項の許可があつたものとみなされる場合
  - ニ 農地法施行規則第二十九条第十二号又は第二十号に掲げる場合
- 五 法第十六条の二第二項第六号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げる場合に係るもの
  - イ 農地法第三条第一項第十四号（信託の終了に係る部分に限る。）又は第十四号の三に掲げる場合
  - ロ 東日本大震災復興特別区域法第二十五条第二項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合
  - ハ 大規模災害からの復興に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合

2 認定経営発展法人は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

3 農林水産大臣は、認定経営発展法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定に係る農業経営発展計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定発展計画」という。）の認定を取り消すことができる。

一 農地所有適格法人でなくなつたとき。

二 前条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しなくなつたとき。

三 前条第二項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していないとき。

四 第一項の認定を受けないで、所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を有している農用地についてこれらの権利を設定し、若しくは移転し、若しくは当該農用地のうち農地であるものを農地以外のものにしたとき、又は農用地についてこれらの権利を取得したとき。

五 偽りその他不正の手段により、農業経営発展計画につき前条第一項又は第一項の認定を受けたとき。

二 農地法施行規則第十五条第五号（包括遺贈に係る部分に限る。）又は第五十二条第十九号に掲げる場合  
六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる変更その他の農業経営発展計画の内容の実質的な変更を伴わないと認められる変更

イ 法第十六条の二第二項第五号ロに掲げる事項としてその認定発展計画（法第十六条の三第三項に規定する認定発展計画をいう。以下同じ。）に記載された農用地についての権利が設定又は移転された後に、当該事項に係る記載を削除する変更

ロ 法第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項としてその認定発展計画に記載された農地が転用された後に、同号ハに掲げる事項から当該転用に係る記載を削除する変更

ハ 法第十六条の二第二項第六号に掲げる事項としてその認定発展計画に記載された農用地についての権利が取得された後に、同号に掲げる事項から当該権利の取得に係る記載を削除する変更

<p>六 第十六条の六第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 第十六条の六第三項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。</p> <p>四 農林水産大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事等及び同意市町村にその旨を通知しなければならない。</p> <p>五 前条第三項から第九項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p>	<p>(農地法等の特例)</p> <p>第十六条の四 認定経営発展法人が認定発展計画(第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項のうち同条第四項(前条第五項において準用する場合を含む。))の同意を得た部分に限る。)に従つて農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第三条第一項の許可があつたものとみなす。</p> <p>2 認定経営発展法人が認定発展計画(第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項のうち同条第六項(前条第五項において準用する場合を含む。))の同意を得た部分に限る。)に従つて農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。</p> <p>3 認定経営発展法人が認定発展計画(第十六条の二第二項第六号ロに掲げる事項のうち同条第六項の同意を得た部分に限る。)に従つて農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。</p>	<p>第十六条の五 認定経営発展法人に係る第十六条の二第二項第二号の物資又は役務の取引の相手方(次条第三項第二号及び第三十条の二において「提携事業者」という。)が認定発展計画に従つて当該認定経営発展法人に出資している場合における当該認定経営発展法人についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会(会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員</p>
<p>(認定の取消しをした旨の通知の手続)</p> <p>第十五条の十四 法第十六条の三第四項の規定による都道府県知事等及び同意市町村への通知は、当該認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。</p>		

とする種類株主総会を含む。)における総株主(当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主)の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数」とあるのは、「次に掲げる者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第二項に規定する関連事業者等(同項に規定する認定計画に従つて同法第十二条第四項に規定する措置としてその法人に出資している場合に限る。))及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)第五条に規定する承認会社(地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものであつて、同法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業を営む場合に限る。))を含む。以下この号において同じ。)に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権の三分の一を上回る割合(会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主の議決権の過半)を占め、かつ、次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権」とする。この場合においては、第十四条の二第一項の規定及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)第十条の規定は、適用しない。

(実施状況等の報告等)  
 第十六条の六 認定経営発展法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、第十六条の二第二項第四号に掲げる措置の実施状況その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

(実施状況等の報告)  
 第十五条の十五 法第十六条の六第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 定款の写し  
 二 株主名簿の写し  
 三 認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し  
 四 提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれ

<p>（関係行政機関等の協力）  第十六条の七 農林水産大臣は、この章の規定を施行するた  めに必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係  地方公共団体の長又は農業委員会に対し、必要な資料又は  情報の提供その他の協力を求めることができる。</p>	<p>2 農林水産大臣は、前項の規定による報告のほか、認定発  展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があ  ると認めるときは、認定経営發展法人に対して、同項に規  定する事項その他必要な事項について報告を求めること  ができる。</p> <p>3 農林水産大臣は、前二項の規定による報告に基づき、次  の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定経営發  展法人に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべ  きことを勧告することができる。</p> <p>一 認定發展計画が第十六条の二第三項第一号、第三号又  は第六号に掲げる要件に該当しなくなつたとき。</p> <p>二 認定経営發展法人又は提携事業者が認定發展計画に従  つて第十六条の二第二項第四号に掲げる措置を講じてい  ないとき。</p> <p>三 第十六条の二第二項第四号に掲げる措置が同条第三項  第四号の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつた  とき。</p>
<p>第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等  第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施</p>	
	<p>この書類</p> <p>イ その株主名簿の写し又はこれに類する書類</p> <p>ロ 主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主  要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事  務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面</p> <p>五 その他参考となるべき書類</p> <p>第十五条の十六 法第十六条の六第一項の農林水産省令で  定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第十六条の二第二項第一号に掲げる目標の達成状況</p> <p>二 提携事業者から受けている出資の状況</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p>

<p>第十七条 同意市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとする。</p> <p>2 同意市町村は、市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする。</p>	<p>第二節 利用権の設定等の促進</p> <p>(農業者等による協議の場の設置等)</p> <p>第十八条 同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。</p> <p>2 同意市町村は、前項の協議に当たっては、当該協議が行われる区域内で農用地を保有し、又は利用する者の理解と協力を得るため、農用地等に関する地図を活用した当該者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(地域農業経営基盤強化促進計画)</p> <p>第六条 法第十九条第一項の地域計画は、第二条の基本構想の期間につき定めるものとする。</p> <p>2 前項の地域計画は、法第十八条第一項の協議の結果の内</p>	<p>(地域農業経営基盤強化促進計画)</p> <p>第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用</p>
<p>(農業者等による協議の場の設置の方法等)</p> <p>第十六条 法第十八条第一項の規定による協議の場の設置は、定期的に、又は時宜に応じて、幅広く農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。</p> <p>2 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を公表するものとする。</p> <p>3 法第十八条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 協議の場を設けた区域の範囲</p> <p>二 協議の結果を取りまとめた年月日</p> <p>三 当該区域における農業の将来の在り方</p> <p>四 当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域</p> <p>五 当該区域における農地中間管理事業の活用方針</p> <p>六 その他当該区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項</p>	<p>(地域計画の記載事項)</p> <p>第十七条 地域計画には、同条第三項の農業を担う者であつて、令第六条第一項に規定する期間につき農業経営を営むこと又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれるもの</p>		

が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域計画の区域
  - 二 前号の区域における農業の将来の在り方
  - 三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
  - 四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置
- 3 同意市町村は、地域計画においては、前項第三号の目標として同項第一号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。
- 4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。
- 一 基本構想に即するとともに、第五条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであること。
  - 二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。

6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴

容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相

の氏名又は名称を記載するものとする。

3 同意市町村は、前項に規定する場合に該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の法第十八条第一項の協議を円滑に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

- （地域計画の基準）
- 第十八条 法第十九条第四項第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項が適切に定められていることとする。
- 一 法第十九条第二項第一号の区域において生産する主な農畜産物
  - 二 当該区域における農用地等の利用の方針
  - 三 当該区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
  - 四 当該区域における農用地の集団化に関する目標
  - 五 前二号に掲げる目標を達成するためとるべき措置

（地域計画の軽微な変更）

かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならぬ。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

（計画の素案の提出等の協力）

第二十條 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農業委員会に対し、地域計画のうち同条第三項の地図の素案を作成し、当該同意市町村に提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、同項の素案を作成するものとする。

3 農業委員会は、第一項の素案を作成するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構その他の関係者に対し、同項の規定による求めに係る区域外において農業経営を営む者であつて当該区域内の農用地について借受けを希望

第十九條 法第十九条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 法第十九条第三項の農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く。）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となつたことに伴う変更
- 三 法第十九条第三項の農業を担う者の相続に伴う変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（地域計画の案の公告）

第二十條 法第十九条第七項の規定による公告は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとする旨及び当該地域計画の案について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（地域計画の公告）

第二十條の二 前条の規定は、法第十九条第八項の規定による公告について準用する。

（農業委員会ネットワーク機構の関係農業委員会に対する協力）

第二十條の三 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構は、関係農業委員会から法第二十條第三項

<p>するものに関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 第一項の素案の提出を受けた同意市町村は、当該素案に基づいて地域計画を作成するものとする。</p>	<p>(農業委員会による利用権の設定等の促進等)</p> <p>第二十一条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域内において、当該地域計画の達成に資するよう、当該区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。</p> <p>2 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めるものとする。</p>	
<p>第二十二条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域(第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域を除く。)</p> <p>(内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けた旨の申出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するよう利用権の設定等を行うことが困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。</p> <p>2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定による通知は、第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。</p>		<p>に規定する協力を求められた場合は、当該関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力をを行うように努めるものとする。</p>

<p>4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。</p> <p>5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。</p>	<p>(利用権の設定等に関する協議の勧告)</p> <p>第二十二條の二 同意市町村は、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、当該利用権の設定等に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。</p> <p>2 同意市町村は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。</p>	<p>(地域農業経営基盤強化促進計画に係る提案)</p> <p>第二十二條の三 同意市町村の農業委員会又は農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地等の所有者等は、同意市町村に対し、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（農用地区域内に限る。以下「対象区域」という。）の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨その他農林水産省令で定める事項を地域計画に定めることを提案することができる。</p>
		<p>(地域計画に定めることを提案することができる事項)</p> <p>第二十條の四 法第二十二條の三第一項の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する対象区域において一体として行われる土地改良事業（土地改良法第八十七條の三第一項の規定による土地改良事業をいう。第二十條の七及び第二十條の八において同じ。）その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための事業の利用に関する事項とする。</p> <p>(地域計画の提案)</p> <p>第二十條の五 法第二十二條の三第一項の規定による提案を</p>

<p>2 前項の規定による提案は、農地中間管理機構及び当該提案に係る対象区域内の農用地等の所有者等の三分の二以上の同意を得ている場合に、農林水産省令で定めるところにより行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定による提案を受けた同意市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域計画を定めず、又はこれを変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>4 第一項に規定する事項が定められている地域計画（当該事項に係る部分に限る。）の有効期間は、政令で定める。</p>	<p>（地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限）</p> <p>第二十二條の四 前条第一項に規定する事項が定められている地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条において同じ。）を行つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。</p>
<p>しようとする者は、氏名又は名称及び住所（農業委員会にあつては、その名称）並びに当該提案に係る事項を記載した提案書に同条第二項の同意を得たことを証する書類を添えて、これらを同意市町村に提出しなければならない。</p> <p>2 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがないものでなければならぬ。</p>	<p>（法第二十二條の三第四項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の有効期間）</p> <p>第七條 法第二十二條の三第四項に規定する地域計画の有効期間は、同条第一項の規定による提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更した日から起算して五年とする。</p> <p>（農用地等の利用権の設定等の制限の例外となる場合）</p> <p>第二十條の六 法第二十二條の四第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合</p> <p>二 仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供す</p>

2 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地等の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

3 農地中間管理機構は、前項の規定による申出（利用権の設定に係るものに限る。）を行つた農用地等の所有者等から当該農用地等について同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、当該利用権の設定により地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、必要と認められる期間の範囲において、当該利用権の設定を行うものとする。

4 第二項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

（利用権の設定等の対価の算定方法）  
第八条 法第二十二條の四第四項の対価は、利用権の設定等を行う農用地等の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地等に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地等（以下この項において「周辺類似農用地等」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

- 一 位置
  - 二 形状
  - 三 環境
  - 四 収益性
  - 五 前各号に掲げるもののほか、一般の取引における価格形成上の諸要素
- 2 前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。
- 一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地等の価格

<p>(地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定)</p> <p>第二十二条の五 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資することとなるようにしなければならない。</p>	<p>二 利用権の設定等を行う農用地等の所有者がその農用地等の取得及び改良又は保全のため支出した金額</p> <p>三 その農用地等についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額</p>	<p>(土地改良法の特例)</p> <p>第二十二条の六 都道府県又は市町村が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における同法第八十七条の三第一項第一号及び第三号並びに同条第三項及び第四項並びに第八十八条第十五項、第十七項及び第十八項、第九十一条の二第六項第一号並びに第九十二条の二の規定の適用については、同法第八十七条の三第一項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する」とあるのは「有し、又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けている」と、同項第三号中「を有する」とあるのは「を有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第三項中「貸し付けている」とあるのは「貸し付け、又はその農業経営等に係る委託を受けている事業施行地域内農用地の農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同条第四項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「を貸し付けている」とあるのは「の貸付け又は農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあ</p>	

るの「貸付け又は委託」と、同法第八十八条第十五項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同項第二号中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日における前号の農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第十七項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「設定」とあるのは「設定又は農業経営等の委託」と、同条第十八項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同法第九十一条の二第六項第一号中「又は移転した者」とあるのは「若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者」と、同号ハ中「使用貸借又は」とあるのは「使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて委託された農業経営等の委託又は」と、「使用貸借」とあるのは「使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の」と、同法第九十二条の二中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「存続期間」とあるのは「存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業経営等に係る委託の期間」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九條 法第二十二條の六第一項において読み替えて適用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第一項（同法第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は市町村が法第十九條第一項の地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八條第一項第三号ロの規定の適用については、同号ロ中「存続期間」とあるのは、「存続期間又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間」とする。

<p>第四條の五第一項第</p>	<p>存続期間</p>	<p>（農業振興地域の整備に関する法律施行令の特例）          第二十条の七 法第二十二條の六第一項において読み替えて適用する土地改良法第八十七條の三第一項の規定により都道府県が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における次の表の表の第一欄に掲げる農林水産省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <p>農業振興地域の 第四條 存続期間          整備に関する法の 第五第          律施行規則（昭 一項第          和四十四年農林 二十六          省令第四十五号 号の二          ）</p>
<p>存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業の経</p>	<p>存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間</p>	<p>存続期間又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構をいう。同号ルにおいて同じ。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間</p>

農林水産省関係 地域再生法施行	農林水産省関係 福島復興再生特 別措置法施行規 則（平成二十四 年農林水産省令 第三十三号）	農林水産省関係 第七号	農山漁村の活性 化のための定住 等及び地域間交 流の促進に關す る法律施行規則 （平成十九年農 林水産省令第六 十五号）	優良田園住宅の 建設の促進に關 する法律第四條 第五項に規定す る農林水産大臣 に対する協議に 關する省令（平 成十年農林水産 省令第五十九号	第一條 第二号	第二條 第七号	第七條 第七号	第十三 條第八 号	第七條 第一号	第一號	二十七 号ル	存続期間	存続期間	存続期間	存続期間	存続期間	存続期間	存続期間又は農地中 間管理機構（農地中 間管理機構又は農地中 間管理機構（農地中 間管理機構の推進に 關する法律第二條第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 。）が委託を受けて いる農業の経営若し くは農作業に係る委 託の期間	存続期間又は農地中 間管理機構（農地中 間管理機構の推進に 關する法律第二條第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 。）が委託を受けて いる農業の経営若し くは農作業に係る委 託の期間	存続期間又は農地中 間管理機構が委託を 受けている農業の経 営若しくは農作業に 係る委託の期間	存続期間又は農地中 間管理機構が委託を 受けている農業の経 営若しくは農作業に 係る委託の期間	存続期間又は農地中 間管理機構（農地中 間管理事業の推進に 關する法律第二條第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 。）が委託を受けて いる農業の経営若し くは農作業に係る委 託の期間	存続期間又は農地中 間管理機構（農地中 間管理事業の推進に 關する法律第二條第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 。）が委託を受けて いる農業の経営若し くは農作業に係る委 託の期間
--------------------	---	----------------	---	---	------------	------------	------------	-----------------	------------	-----	-----------	------	------	------	------	------	------	--	---	---	---	---	---

<p>2 前項の場合において、農地中間管理機構が土地改良法第八十七条の第三項若しくは第八十八条第十六項（これらの規定を同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の同意をするとき、又は前項の規定により読み替えて適用する同法第八十七条の三第四項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により土地改良事業を行うべきことを要請するときは、当該農地中間管理機構は、あらかじめ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農業の経営又は農作業（次項において「農業経営等」という。）の委託を受けている農用地について同法第三条に規定する資格を有する者の同意を得なければならぬ。</p> <p>3 第一項の場合において、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農業経営等の委託の相手方に対し、当該土地改良事業が行われることがあることについて説明しなければならない。</p>	<p>（農地法の特例） 第二十二條の七 地域計画の区域として定められている農地について農地法第三十六條第二項の規定による通知がされた場合における同法第三十七條の規定の適用については、同条中「当該勧告があつた日から起算して六月以内に」とあるのは「遅滞なく」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」とする。</p>			
<p>規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）</p> <table border="1" data-bbox="997 1473 1495 2130"> <tr> <td data-bbox="997 1473 1182 1659">第六條 第七号</td> <td data-bbox="1182 1473 1495 1659">存続期間</td> <td data-bbox="997 1659 1495 2130"> <p>間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構をいう。同号において同じ。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間</p> </td> </tr> </table> <p>（土地改良事業の説明） 第二十二條の八 法第二十二條の六第三項の規定による説明は、土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。</p>	第六條 第七号	存続期間	<p>間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構をいう。同号において同じ。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間</p>	
第六條 第七号	存続期間	<p>間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構をいう。同号において同じ。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間</p>		

<p>2 地域計画の区域として定められている農地について農地法第四十一条第一項の規定による通知がされた場合における同項の規定の適用については、同項中「当該通知の日から起算して四月以内」とあるのは「遅滞なく」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならぬ」とする。</p>	<p>（農業振興地域の整備に関する法律の特例）      第二十二條の八 地域計画の区域内の一団の農用地の所有者は、同意市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請することができる。</p> <p>2 前項の規定による要請に基づき、同意市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>		<p>（農用地区域設定の要請）      第二十条の九 法第二十二條の八第一項の規定による要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を同意市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 要請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該要請に係る農用地の所在、地番、地目、用途及び地積</p> <p>三 当該要請に係る農用地につき法第二十二條の八第一項の権利を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示</p> <p>2 前項の要請書には、法第二十二條の八第一項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。</p>
<p>第二十二條の九 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が第二十二條の四第一項に規定する地域計画の区域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、第二十二條の三第四項に規定する有効期間が満了している場合に限り、することができる。</p>			
<p>第三節 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>（農用地利用規程）      第二十三條 農業協同組合法第七十二條の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第六号に規定する基準に適合する区域</p>	<p>第十條 法第二十三條第一項の政令で定める基準は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が</p>		

をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

二 農用地利用改善事業の実施区域

三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

四 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農業の効率化に関する事項

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

一の二 前項第二号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なるものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地

定める事項が定められてゐること並びにこれらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合するものであることとする。

について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

（特定農業団体の要件）

第十一条 法第二十三条第四項の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 前条に規定する基準に従った定款又は規約を有していること。
- 二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であつて、農林水産省令で定める基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の十 令第十一条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業経営を営む法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日前であること。
  - 二 その団体が農業経営を営む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。
  - 三 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この号において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。
  - 四 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。  
（特定農業団体の要件）
- 第二十条の十一 令第十一条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- 一 耕作又は養畜を行うことを目的とするものであること。
  - 二 その耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。
  - 三 その耕作又は養畜に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- 二 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用

三 その他農林水産省令で定める要件

の集積の目標

三 特定農業法人又は特定農業団体に對する農用地についての利用権の設定等に関する事項

四 農地中間管理事業の利用に関する事項

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。

7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。

9 特定農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

（特定農用地利用規程の有効期間）  
第十二条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる。

（農用地利用規程の認定の公告）  
第二十一条 第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）  
第二十一条の二 令第十二条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 延長の期間

三 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要

<p>10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。</p>	<p>（農用地利用規程の変更等）</p> <p>第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 認定団体は、前項ただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>とする理由</p> <p>（特定農業団体の組織の変更に係る通知）</p> <p>第二十一条の三 法第二十四条第一項ただし書の規定による特定農業団体の組織の変更は、特定農業団体が、あらかじめ、当該特定農業団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をしてするものとする。</p> <p>（農用地利用規程の軽微な変更）</p> <p>第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。</p>
<p>4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の</p>	<p>（農用地利用規程の認定の取消しの事由）</p> <p>第十三条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなつたこと。</p> <p>二 法第六条第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に係る場合を除く。）。</p>	

規定による変更の認定又は届出について準用する。

第二十五条 前二条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農用地利用規程の認定申請手続)  
第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一 定款又は規約

二 地区及び当該地区内の農用地につき第二十一条第一項に規定する所有者等の当該団体への加入状況を記載した書面

三 当該申請について総会その他の議決機関で議決をしたことを証する書面

四 特定農用地利用規程の申請にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面

五 特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 法第十二条第一項の認定を受けた特定農業法人 法第十三条第二項に規定する認定計画

ロ イに掲げる特定農業法人以外の特定農業法人 法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日までにを行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画

六 特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面

イ 特定農業団体の定款又は規約

ロ 令第十一条第二号に規定する計画

ハ 第二十条の十第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面

2 前項の規定は、法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定の申請について準用する。

(農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者)  
第二十四条 第二条の規定は、法第二十三条第一項の規定による農用地利用規程の認定又は法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定について準用する。

<p>第二十六条 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。</p>	<p>（勸奨等）</p> <p>第二十六条 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。</p> <p>2 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p>	<p>第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進</p> <p>（委託を受けて行う農作業の実施の促進に係る措置）</p> <p>第二十六条の二 同意市町村は、その区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、委託を受けて農作業を行う事業（以下「農作業受託事業」という。）を実施する者による当該農作業受託事業に係る情報の提供の促進、同意市町村の農業委員会その他農業に関する団体が行う農作業の委託のあっせんの促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>（特定農用地利用規程の変更の届出）</p> <p>第二十五条 法第二十四条第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業経営を営む法人となつたことを証する書面を添えてしなければならない。</p>	<p>（勸奨についての配慮）</p> <p>第二十五条の二 法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勸奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等が行われるよう配慮することができる。</p> <p>一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項に規定する交付金</p> <p>二 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第一項に規定する交付金</p> <p>三 水田活用直接支払交付金</p>	

<p>(農業協同組合が行う農作業の委託のあつせん等)</p> <p>第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善及び当該同意市町村の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に資するよう、農作業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとする。</p>	<p>(国及び地方公共団体の援助)</p> <p>第二十八条 国及び地方公共団体は、農作業の効率化に資する先端的な技術に関する情報の提供及び農作業受託事業の実施の促進に必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。</p> <p>第五章 雑則</p>	<p>(農業協同組合法等の特例)</p> <p>第二十九条 第二十三条第一項の規定に適合する農事組合法人は、同項の認定を受けたときは、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかわらず、農用地利用改善事業を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により農用地利用改善事業を行う農事組合法人は、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかわらず、土地改良法第二十条第二項に規定する土地改良事業を行うことができる。この場合においては、当該農事組合法人を同法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみなして、同法の規定を適用する。</p>	<p>(資金の貸付け)</p> <p>第三十条 国は、都道府県が農地中間管理機構に対し、その行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、</p>
		<p>(土地改良法施行令の特例)</p> <p>第十四条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の規定を適用する。</p>	
		<p>(土地改良法施行規則の特例)</p> <p>第二十六条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の規定を適用する。</p>	

<p>第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農 （法人化の推進等）</p>	<p>第三十一条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>	<p>（認定農業者等に関する情報の利用等） 第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する認定農業者、認定就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。</p>	<p>当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。 2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。</p>
			<p>（償還方法） 第十五条 法第三十条第一項の国又は都道府県の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、その償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。 2 都道府県は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。 二 貸付金の償還を怠つたとき。 三 前二号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。 3 都道府県が、農地中間管理機構に対し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定により貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。</p>

<p>業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行うおうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（農業委員会等の協力）</p> <p>第三十三条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十條並びに第十一条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並び</p>		
	<p>（権限の委任）</p> <p>第二十七条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第六条第六項の規定による権限（当該地方農政局長が認定をした農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>二 法第十二条第十一項及び第十四項（これらの規定を法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による権限</p> <p>三 法第十三条の二の規定による権限（同条第一項の二以上の同意市町村の区域が一の地方農政局の管轄区域内のみにある場合における農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>四 法第三十条の二の規定による権限</p>	

<p>に第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p>	<p>第六章 罰則</p> <p>第三十五条 第二十二條の四第一項の規定に違反して同項に規定する利用権の設定等を行った者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第二十二條第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>附則抄</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （政府が行う利子補給等）</p> <p>8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができる。</p> <p>9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を</p>
		<p>附則</p> <p>1 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年九月一日）から施行する。</p> <p>2 法附則第八項の政令で定める農用地の改良又は造成は、当該農用地の改良又は造成に関する事業の施行に係る地域において、農林水産大臣の定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体が当該事業の完了する以前において利用権の設定等を受けると見込まれる農用地の面積が農林水産大臣の定める基準に適合するものであることとする</p>

支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年以内とする。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

3 第五条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

別表第一（第六条関係）

資金の種類	農用地	木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業法第十八条第五項第二号イに掲げる要件
	農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	その土地を効率的に利用することができること。	その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別表第二（第十五条関係）

資金の種類	償還期間	据置期間
-------	------	------

別表（第十二条関係）

木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	その土地を効率的に利用することができることと認められること。

法第七条第二号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	五年以内	一年以内
法第七条第三号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	二十五年以内	一年以内

附 則 (平成二十五年法律第百二号) 抄

第四条 次の各号に掲げる旧農地保有合理化事業の実施については、当該各号に定める日以後も、なお従前の例による。

一 この法律の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業 施行日

二 (略)

2 前項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、第二条の規定による改正後の農地法(附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。)(第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる者とみなす。

4 施行日前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、附則第十四条の規定による改正後の農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧農地保有合理化法人が受けた附則第十七条の規定による改正前の特定農地貸付けに関する法律(平成元年法律第五十八号)以下この項において「旧特定農地貸付法」という。)(第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての旧特定農地貸付法第四条に規定する農地法の特例及び旧特定農地貸付法第六条に規定する土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の特例については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

(農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前)に第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」という。)(第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日(その日までに第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「新基盤強化法」という。)(第五条の規定により当該基本方針が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日)までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 施行日前に旧基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(附則第五条第一項において「旧基本構想」という。)(一)は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに新基盤強化法第六条の規定により当該構想が変更され、及び公告されたときは、その公告の日の前日)までの間は、新基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(附則第十一条第二項において「新基本構想」という。)(とみなす。

(農用地の利用関係の調整等に関する経過措置)

第三条 農用地(旧基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。)(の所有者は、施行日から起算して二年を経過する日(その日までに新基盤強化法第十九条の規定により当該農用地を含む地域計画(同条第一項に規定する地域計画をいう。附則第五条第一項及び第六条第三項において同じ。)(が定められ、及び公告されたときは、その公告の日の前日)までの間は、なお従前の例により新たに旧基盤強化法第十五条第一項の申出をすることができる。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第十五条第一項の申出(この法律の施行後に前項の規定によりなされた申出を含む。)(に係る同条第二項及び旧基盤強化法第十六条の規定による調整、要請、通知、協議、譲渡しその他の行為については、なお従前の例による。

(地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置)

第四条 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新基盤強化法第十八条第一項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」と、新基盤強化法第十九条第一項中「定

めるものとする」とあるのは「定めることができる」とする。

(農用地利用集積計画に関する経過措置)

第五條 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二條第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一条第二項において同じ。）は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九條の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一条第一項及び第二十六條において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

2 この法律の施行前に旧基盤強化法第十九條の規定による公告があった農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第十八條において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有資格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあっせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八條において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画（この法律の施行前に行われた利用権（旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権をいう。）又は所有権の設定又は移転に係る部分を除く。）に関する農地法による農地又は採草放牧地の権利移動及び転用の制限並びに農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

(農用地利用規程に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三條第一項の認定（旧基盤強化法第二十四條第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る農用地利用規程（農業経営基盤強化促進法第二十三條第七項に規定する特定農用地利用規程（次項において「特定農用地利用規程」という。）及び旧基盤強化法第二十三條の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程を除く。）は、新基盤強化法第二十三條第一項の認定（新基盤強化法第二十四條第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）に係る農用地利用規程とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三條第一項の認定に係る特定農用地利用規程は、当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第二十四條第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その認定を受けた日）までの間は、新基盤強化法第二十三條第一項の認定に係る特定農用地利用規程とみなす。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三條第一項の認定に係る旧基盤強化法第二十三條の二第二項に規定する事項が定められている農用地利用規程については、当該農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第十九條の規定により地域計画（新基盤強化法第二十二條の三第一項に規定する事項が定められているものに限る。）が定められ、及び公告されたときは、当該農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三條の二第二項に規定する事項が定められているものに限る。）が定められ、及び公告定する対象区域内に限る。）については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

(農業協同組合法の特例に関する経過措置)

第七條 旧基盤強化法第二十八條第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六條第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、旧基盤強化法第二十八條第二項に規定する者について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十五條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）

附則（令和六年法律第六十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(農地法の特例に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法第二十二條の七の規定は、施行日後に農業委員会がした農地法第三十六條第二項及び第四十一條第一項の規定による通知に係る農地について適用する。

土地改良法等の一部を改良する法律（令和七年法律第十四号）

附 則 （令和七年法律第十四号） 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。